

質問日：令和3年7月13日

質問

1. プロポーザル参加にあたり、当社提案商材を弊社グループ会社（当社100%出資会社）のシステムをベースに一部開発を施した提案を検討していますことから、同グループ会社社員のプロポーザル参加（同席）は可能でしょうか。また、その際に必要な申請や手続きはございますでしょうか。
2. 提出物届出（管理技術者）について、統括窓口を行う「管理責任者」という立場の者でも可能でしょうか。
3. 同じく提出届出（管理技術者）について、担当技術者を含めて上記1で記載したグループ会社社員を任命することは可能でしょうか。
4. 提出書類である「（様式2）の資本関係・人的関係に関する調書」は該当なしの場合でも提出する必要がありますでしょうか。また、「該当なし」を記載する際用の紙の記入箇所はどこになりますか。

回答

1. 可能です。
特段の申請や手続きは不要ですが、本業務の履行における協力会社の扱いになるかと思われますので、提案書における業務の実施体制に記載いただくことが望ましいものと考えます。
2. 実施要領に定める要件に合う者であれば可能だと考えます。（要領2応募要件(2)ほかに記載）
3. 配置予定技術者は申請法人の社員になります。グループ会社は別法人となりますので、ご質問のケースの場合には、共同企業体での提案等が想定されます。
4. 必要です。
各事項における「商号又は名称」及び「氏名」の欄に「該当なし」と記載してください。